後漢政治史における鴻都門學

——靈帝期改革の再評價のために——

上谷浩一

はじめに
一　鴻都門學の成立
二　靈帝の人事政策
小　結——靈帝期改革の意味——

はじめに

先に私は石井仁氏や窪添慶文氏の後漢時代末の「西園軍」を靈帝による積極的な軍制改革——強力な中央軍の創設——として評價する研究に依りつつ、「西園軍」の蜂起で京師が大混亂に陥った「中平六年（一八八）の政變」の背景を、靈帝の後嗣をめぐる對立と宦官の傀儡であった外戚何進の立場がその指揮系統を混亂させ、部隊の暴走を招いたことに求めた。(1)こうした理解に立つ時、從來は宦官に操られた靈帝の思いつきの愚行という一點に收斂させていた他の事例にも同樣な檢討が可能であり、また必要になると考える。

そこで本論文では「西園軍」と同時期に創設され、靈帝の氣まぐれで作られた文學や書藝のための藝術學校として、あるいは黨錮事件後の政治腐敗の例として紹介されることが多い鴻都門學をとりあげ、その實像を探ることで、靈帝期改革

の再評價につなげたい。

一　鴻都門學の成立

近年の研究でも鴻都門學に對するマイナス評價は根強いものがある。たとえば馬良懷氏は、靈帝の強引な宮苑造營に加擔し批判は氣にしなくていいと嘯いた鴻都文學の樂松が顯彰されたことをもとに、「社會の腐敗沒落について、これ以上言うことは無い」と批判されている。(2)

鴻都門學についての記事を詳細に檢討され、現在唯一の專論を發表されている趙國華氏も、黨錮事件の負の部分を取り返そうとして鴻都門學生の地位を高め天下名士に對抗させた結果、朝廷は統治の基盤を失ったと見て、鴻都門學は正常な選擧制度を破壞したことで後漢王朝崩壞の原因となったと總括される。(3)

こうした評價の是非を檢討する作業の出發點として、まず鴻都門學についての史料を整理しておきたい。

史料は大きく二つに分類することが可能であろう。第一はその內容を直接述べるものであり、たとえば『後漢書』紀八靈帝紀光和元年（一七八）の條には

二月辛亥朔、…己未に地震があった。始めて鴻都門學生を置く。(4)

とある。ここでは創設の時閒的記錄を述べるだけなので具體的內容がつかめないが、同條の注には

鴻都とは門の名前で、その內に學を置いた。學生は皆な、州郡や三公に命じて尺牘（書簡文に類する散文）や辭賦（楚辭の流れをくむ詩文）を作れるもの、また鳥（鳥書）篆（篆書）を巧みに書けるものを擧げ召かせて試驗を行い、數千人に至った。(5)

とあり、これを見る限りでは、藝術學校という評價も妥當であるかもしれない。

ただ、設置時期が後漢時代の末であり、「中平六年の政變」までほぼ一〇年を殘すだけである。宮城が戰場となったた

めに鴻都門學も滅び、その出身者で『後漢書』に立傳された者もいないために、史料の絶對量が不足している。

そこで第二の史料として鴻都門學を批判する記事を利用し、そこからその實態を類推するという方法をとらざるをえない。同時代の蔡邕や陽球、楊賜が繰り返し反對意見を述べたので、若干の鴻都門學の動向とあわせて『後漢書』に收錄されており、それをもとにして內容を推測するという間接的アプローチが可能である。

まず蔡邕の意見から見ていこう。彼は『後漢書』傳五〇下の本傳によれば、陳留郡圉縣の人で、その家柄は前漢、新代に地方長官を出している。(6) しかし父の蔡棱は俗世間を避けて官途に就かなかったという。蔡邕自身も孝行の譽れ高く、太傅胡廣に師事し博學多才で名を知られるようになったものの、當時の桓帝と宦官による政治腐敗を厭い、父親と同樣に俗事を避けて暮らした。ところが靈帝の建寧三年（一七〇）に司徒橋玄の辟召に應じ、河平縣の長をへて郎中として東觀での校書に當たった。その後、議郎に移り、靈帝に五經の文字を確定することを求めると、さっそく各書體のテキストを比較檢討することになり、その成果を四六本の石碑に刻んで太學の門前に立てたものが有名な「熹平石經」である。そうした中で癒着防止のために任地の豪族と通婚した人物の地方長官任用を禁じる「三互法（三互之禁）」の復活が逆に人選を困難にしていることを述べるなど、積極的に政治問題にも發言するようになった。そうした彼自身の處世の變化から、次のような鴻都門學批判を含む七事の上表が出てきたのであろう。

熹平六年（一七七）、自然災害が續き、また北邊での羌族の活動も活發化していたが、雷・地震・蝗など次々と災異が報告され不安を感じた靈帝はその七月に廣く意見を徵することにした。それに對し蔡邕は七項目にわたる激しい批判の上表文を提出し、その五で鴻都門學について述べている。また蔡邕傳には批判の前提として、鴻都門學の設置のきっかけが次のようにまとめられている。

初め靈帝は學問を好み、自ら皇羲篇五十章を作るとともに諸生の文賦に優れた者を招いた。もとは經學をもとに招いていたが、後には尺牘を作ったり鳥篆を書いたりするのに優れた者にさかんに引召をおこない、遂には數十人に至っ

た。侍中祭酒の樂松、賈護は品行が良からぬ者を多く招き寄せ、あわせて鴻都門下に待制し、たのしく市井の雜事を物語りした。帝は甚だこれを悅び、破格の處遇を與えた。(7)

ここに『皇羲篇』のことが見えるが、『太平御覽』卷九二に引く『典略』に「熹平四年（一七五）五月、帝自ら皇羲五十章を造る」とあるから、「熹平石經」とほぼ同時期に、當時十九歲で學問好きであった靈帝が、自ら書物を作るための補助として文章や書藝に優れた人物を集めたのが事の起こりのようである。(8) また最初は儒教教養を重視して人選していたが、次第に文章能力や書道に優れた者が中心になったこと、さらに靈帝の側近であった侍中祭酒の樂松と賈護は素行の良くない取り卷きを數多く抱えており、そうした者までが話し相手として鴻都門下に集められるようになって、靈帝のお氣に入り集團が出來上がったことが述べられている。

同樣の記事は『後漢紀』卷二四にもあり、

初めて鴻都門生を置く。最初はさかんに經學を以て招いていたが、後には尺牘、詞賦をつくるのが上手な者や巧みに鳥篆を書ける者など數千人に至った。地方に出て州郡を典する者、中央に入って尙書、侍中となる者、封侯、賜爵される者もあった。(9)

とある。『太平御覽』卷九二に引く『續漢書』にもほぼ同樣の文があり、

初めて鴻都門生を置く。最初はさかんに經學を以て引き招いていたが、後には上手く尺牘、辭賦を作れるか、また巧みに鳥篆を書けるかを試し、數千人に達した。皆な詔にて州郡、三公に命じて擧用や辟召させ、州郡を典したり、中央に入って尙書、侍中と爲ったり、封侯、賜爵されたりした。(10)

とある。『太平御覽』卷七四九に唐代の張懷瓘『書斷』が引かれているが、それには

靈帝は書を好み、天下の書に巧みな者を鴻都門に招しだし、數百人に至った。(11)

とある。員數にかなりのばらつきがあり、中でも趙氏論文が述べるように『續漢書』の數はやや過剩と思われるが、(12) それ

でもかなりの人數が集められたことにはまちがいないだろう。

各書に共通した內容として

① 採用條件として最初は儒教教養を試されたが、後には文章や書道の能力を要求されるようになったこと

② 集まった人材がさっそく官界の中樞に進出していった點が強調されていること

をあげることができる。そして①のみであるならば藝術學校という評價も妥當といえるが、實際には②も大きな意味合いを持っているのである。

蔡邕傳によれば蔡邕の批判は（一）祭祀は月令に基づくべきこと、（二）廣く意見を求めるべきこと、（三）選擧は人物本位であること、（四）考課は業績を基に公正であるべきこと、（五）書藝や文章などでの拔擢はやめるべきこと、（六）縣の長官は人物業績を嚴しく審査すべきこと、（七）宣陵孝子の拔擢はやめるべきこと、であり、その（五）において鴻都門學を次のように批判している。

臣が聞きますに、昔は士を取るには必ず諸侯に歲ごとに貢させたものでした。前漢武帝の時代に郡が孝廉を擧げるようになり、また賢良文學の選擧ができました。こうして名臣が輩出し、文武がともに隆盛いたしました。漢代に人材を得るのは數路のみです。書畫、辭賦というものは才の小者であり、國をただし政を理する上では役に立たないものです。陛下のご卽位の初めにはまず經術を涉り、政をきき、餘暇の日に文學をながめて心を憩わせておられました。當に博奕のような（氣分轉換の）ものであって、敎化や選擧の本となるものではありません。ところが諸生は利に走って濫作しています。其の高いものは頗る經訓を引き風喩の言といえますが、低いものは下品な語句をならべ、低俗であり、盜作すらあります。臣はいつも盛化門にて詔を受け、錄第を差次していますが、未熟なものまで輩にしたがって皆な起用されています。既に與えた恩典を回收するというのはむずかしいでしょうが、これ以上、人を治めさせたり州郡に仕えさせたりしてはいけません。(13)

とある。蔡邕の批判の主眼は、鴻都門學の藝術内容が低俗であるということよりも、そうした人々が抜擢されて官界に進出して行くという、先の②の點に置かれている。上記の『續漢書』に「皆な尺一（詔）にて州郡、三公に敕し」とあるから、靈帝は彼らを積極的に登用するように強く働きかけたのであり、蔡邕もその設置が人事と結びついている點を嚴しく批判したのである。

人事とのつながりを輕視して鴻都門學を藝術教育の機關と限定して議論するのは現實に合わない。これはたとえば蔡邕らの手によって建てられた「熹平石經」の場合も同様である。「其の觀視及び幕寫する者、車乘は日に千餘兩。街陌を塡塞す」（蔡邕傳）と、人々が街路を埋めつくすほどに群がり、讀み、書寫したのも、學問的欲求からだけではなくその實は正確な經典の知識が官吏登用や昇進に不可缺だという實利につながるからである。[14] そうした世情の中で①のように新たな文章や書藝が選擧基準として提示されたのであるから、官界進出を希望する者がそれに殺到し、競って濫作にはしるのも當然のことであろう。鴻都門學の創設は新たな官吏豫備軍養成機關の設置として理解すべきである。

さらに靈帝はこれ以外にも、同時期に、從來見られなかった人事政策を展開していた。

たとえば蔡邕が批判の（七）にあげた「宣陵孝子の拔擢」は、『後漢書』紀八靈帝紀熹平六年（一七七）四月の條に

市賈の小民で宣陵孝子となる者についても數十人が郎中、太子舍人に任用された。[15]

とあり、桓帝の宣陵の周邊に孝義と稱して住み着いた人々から拔擢が行われたのである。そこに「市賈の小民」とあるが、その任用が郎中、太子舍人であることからすれば必ずしも商人と限定するものではなく、市に集う雜多な人々の中からも人材を拾い集めようとしたというのではないか。[16] 蔡邕はそれを「虛僞の小人で、骨肉の關係でもなく寵幸された恩義もなく、またお仕えした事實もないから、惻隱思慕の情が生じるはずもない。山陵に群がって勝手に孝を名乘っているだけで……虛僞雜穢ぶりはこれにまさるものはなかろう」と批判し、[17] 任用をやめて田里に歸らせることを主張している（蔡邕傳）。

しかしこうした激しい批判にもかかわらず、彼の七事の上表は第一の祭祀を正しく行うべしという主張を除いて無視さ

れ、「宣陵孝子」たちも太子舍人からは外されたものの、悉く丞・尉という文武の實務をともなう職へと異動した。さらに光和元年には鴻都門學が正式に設置され、そこから次々と官界に進出したので「士、君子はみな同列と爲ることを恥じた」という（蔡邕傳）。

またこれには續きがあり、『續漢書』百官志三尚書の條に引く蔡質『漢儀』には靈帝末に梁鵠が選部尚書となったことが見え、『晉書』卷三六衞瓘傳に引く『四體書勢』にも

靈帝は書を好み、當時は上手な者が多かった。しかし師宜官が最高であった。‥‥梁鵠はついに書によって選部尚書に至った。‥‥今宮殿の題署の多くは梁鵠の書いたものである。[18]

とある。その出身者の中からついには人事擔當の選部尚書を選任することまでおこなわれたのである。このことは人材登用という點で鴻都門學に對する靈帝の取り組みが安易なものではなかったことをうかがわせてくれるだろう。

二　靈帝の人事政策

では翻って、なぜこの時期にこうした新たな人材登用が必要になっていたのだろうか。

靈帝についての再評價を試みた徐難于氏は鴻都門學の設置の背景を、形式化し、集團を結成しての權力鬪爭の手段となった儒學に對する靈帝の反發と理解し、それは經學の文學に對する束縛を打ち破り、文學や藝術の社會的地位を高めたと評價する。[19]當時の政局と結びつけて鴻都門學を理解しようとする點では本論文と軌を一にする。また三國六朝期に詩文や書道、繪畫などの新たな學藝の隆盛を見ることも周知の事實であり、曹魏における文學の興隆（建安文學）に政治的意圖を讀み取る渡邉義浩氏の所說もある。[20]しかし靈帝が目ざしていたことは何なのか、「儒學に對する靈帝の反發」とはいったいどのようなことなのか、など檢討すべき點が多く殘されている。このことについて蔡邕と同じく鴻都門學を批判した尚書令の陽球の議論をもとに考えてみたい。

彼は漁陽郡泉州縣の出身で「性嚴厲（がんこもの）」と言われ、しばしば苛酷な刑罰で物議を招き『後漢書』傳六七酷吏列傳に立傳されたような人物であったが、一方では「申韓の學（法家）を好み」、故事に熟達して、その章奏や議論は臺閣内で重んじられていたという。

『後漢書』の本傳から關係記事を抜き出して要約すれば、彼が尚書令を拜命してほどなく靈帝は鴻都門學の勸奬のために樂松ら三二名の畫像および贊を描かせようとした。それに對して陽球は上奏して、彼らは家柄が低く、その文藝も取るに足りず、恩寵だけで榮達しようとしていると批判し、今ある太學と東觀とで聖化を宣明するに十分であるから鴻都門學による人材登用をやめ、天下の謗りを除くことを求めた。しかしその意見は用いられなかったという。(21)

徐氏は「文學や藝術の社會的地位を高めた」と評價されるが、現實には上述のように、その設置は單に靈帝の藝術志向にかかわるだけでなく、人材登用と深く結びついていた。逆に當時の社會の中に儒教以外の文藝・藝術への關心の高まりがあり、それが結果的には靈帝にも影響して鴻都門學設置を推進させたのであろうが、先の蔡邕傳に「士、君子、皆な與に列と爲るを恥ず」とあり、陽球も「天下の謗り」と述べるように鴻都門學そのものに對する世人の評價は低く、それが新たな文藝運動のきっかけとなって社會を動かしたとは考えにくい。こうした惡評を押さえ込むために、靈帝は樂松らを顯彰しようとしたとも思えるのである。

陽球の上奏に戻れば、そこで注目したいのは鴻都門學を太學や東觀と對應させ、兩者の置き換えを批判している點である。(22)

ここで後漢時代の太學の概要を整理すると、光武帝期に再建されて以來、前漢時代と同樣に官僚養成の中核を擔ってきた。安帝期には學舍の荒廢も言われていたが、順帝期に再興され、以降は急激な膨脹を見せ最盛期（桓帝期）には三萬餘人と言われるまでに至った。それとともに『後漢書』黨錮列傳の序で李膺が「太學の遊士を養い、諸郡の生徒と交結し、更も相い驅馳して共に部黨を爲し、朝廷を誹訕し、風俗を疑亂せり」と彈劾されているように、何顒や郭泰を先頭にして

宦官の政治壟斷とその背後にある皇帝權力に對して嚴しい批判を加え、「儒家官僚」らの支持勢力となっていた。[23]

たとえば桓帝の永興年間（一五三～一五四）に冀州刺史として精力的に綱紀肅正を進めていた朱穆が父親の葬儀に天子の禮制（金縷玉衣）を用いた宦官趙忠を告發し、逆に桓帝の怒りをかい處罰された。すると「太學書生」の劉陶ら數千人が闕に押しかけて上書・抗議し、そのために桓帝は朱穆を赦免したという（『後漢書』傳三三朱穆傳）。同じく延熹五年には宦官の賄賂要求を拒絶して陷れられた皇甫規の處罰は不當であるとして、太學生が三百人あまりで闕に押しかけ、結果的に赦免を獲得している（『後漢書』傳五五皇甫規傳）。また劉陶は『後漢書』傳四七の本傳によれば外戚梁冀や宦官の跋扈する時局を批判し朱穆・李膺を再起用することを求める上疏を行い、その文末に「臣、敢えて不時（時代に合わない）の義を諱言（諫言を諱む）の朝に吐く」という辛辣な皮肉を添えたが、特に處罰はされなかった。[24]『後漢書』傳五七黨錮・岑晊傳によれば、太學で學び郭泰や李膺と交流し高く評價された岑晊は南陽太守成瑨によって郡の功曹に起用され、桓帝の美人の外親であった張汎を投獄し、赦免が出たにもかかわらず誅し、その宗族賓客二百人も殺した。當然のように桓帝は「大震怒」して成瑨は獄死し、岑晊は齊魯の間に逃げ隱れた。その岑晊が第一次黨錮事件で「八及」の一人として天下名士の列に加えられていることに、この時期の雰圍氣を窺いとることが可能であろう。

太學生たちはこのように粘り強く抵抗を續けてきたが、黨錮事件では徹底した彈壓をうけることとなった。特に靈帝建寧二年（一六九）の第二次黨錮事件では『後漢書』傳六九上儒林傳の序に「黨人既に誅せられ、其の高名の善士は多く流廢に坐す」とあり、太學生三萬人がその冠とした賈彪は禁錮に處され（『後漢書』傳五七黨錮・賈彪傳）、難を逃れた郭泰も太原に戻ってしまうから（『後漢書』傳五八の本傳）、事件後に太學生がどれだけ殘ったのかは不明である。

しかし靈帝の熹平元年七月には宦官が司隸校尉の段熲に諷して太學の學生千餘人を捕繫させているから（『後漢書』紀八靈帝紀）、依然として太學内に批判勢力が維持され續けていたようである。その事件の詳細は『後漢書』傳六八宦者・曹節傳に

熹平元年に竇太后が崩じると、何者かが朱雀闕に「天下は大いに亂れ、曹節、王甫は竇太后を幽閉して殺した。中常侍の侯覽は多くの黨人を殺したが、公卿は皆な亡骸のようで忠言を述べる者はいない」と書き付けた。そこで詔により司隷校尉の劉猛に捜査させ、十日ごとに報告させたが、猛はその誹謗の言辭が正しいとして急ぎ捕えようとしなかったため、一月をへても張本人は不明であった。猛はそのために諫議大夫に左遷され、御史中丞の段熲が猛と交替した。段熲は四たび逮捕に出て太學の游生を追及し、拘留される者は千人を超えた。曹節らは猛が從わなかったことを怨み、熲に別件で彈劾させ、罪輸左校に處そうとしたが、朝臣が多く反對したので劉猛は刑を免れ、再び起用された。[25]

とある。司隷校尉を交替させてまで行った大規模な摘發は、[26]そうした太學内の批判勢力の一掃を圖ったものであろう。

この熹平元年の摘發は宦官對太學生という圖式であるが、『後漢書』紀八靈帝紀の熹平五年五月閏月の條には永昌太守の曹鸞が黨人を辯護したために靈帝の怒りを招き棄市されたことが見え、その注にはその言が切直であったので靈帝は怒り、檻車にて槐里の獄に送り殺したとある。そこまで靈帝を怒らせた曹鸞の上書の内容は『後漢紀』巻二四に見えるが、

黨人とは耆年にて德の深い者や衣冠の英賢など、皆な王室の股肱の臣であり、天下のはかりごとを左右する者です。それにもかかわらず長らく禁錮を被り、辱められて泥塗に在ります。謀反や大逆であっても赦宥を蒙るのに、黨人だけが何の罪にておゆるしをいただけないのでしょうか。災異がしばしば起こり、水旱がしきりに發生する理由は、すべてここにあります。どうか御心を廣く持ち、以て天心にそわれますように。[27]

とあり、「黨人」（黨錮事件で處罰された「儒家官僚」）を赦免し再起用すべしというものである。靈帝は激怒し曹鸞を處斷しただけでなく、批判勢力へ更なる彈壓を加えた。『後漢書』紀八靈帝紀には續けて、詔して黨人の門生故吏や父兄子弟で在位する者は、皆な官を免じ禁錮としたとあり、『後漢書』傳五七黨錮列傳の序ではそれが「五屬に爰及した」とある。先の建寧二年の第二次黨錮事件でも「諸の附從する者は錮五屬に及ぶ」であったが、この曹鸞事件でも連座の範圍を廣げ關係者の官界からの排除を徹底させたのである。

黨錮事件について李軍氏は、士人（本論での「儒家官僚」と等しい）と宦官の抗争の中で「澄清天下之志」という政治理念が提示され、さらに「頡頏天子」という言葉に示されるように士人の後漢皇帝に對する向心力と心理的委付の低下に反比例した獨立意識の高まりを指摘されている。そしてその原因としては①士人と太學生、州郡生徒とが政治的同盟を結んだこと（「漢末士人與太學生及州郡生徒結成了緊密的政治同盟」）、②朝野の人士が政治や人事について活發な議論を展開したこと（「漢末朝野人士勇於評議時事、針對朝廷發表不同政見、普遍形成一種抨擊朝政、臧否人物的清議風氣」）、③士人の活發な交友の中で政治的同盟が形成されたこと（「漢末士人普遍尚好交游之風、在廣泛的交游活動中建立政治關係、結成政治同盟」）という三點を示されている。[28] 熹平年間のこの二つの事件も、黨錮事件と同様にこうした皇帝およびその側近と「儒家官僚」・太學生との衝突であり、その範圍・内容から、二つの事件はあわせて第三次黨錮事件と呼びうるものではないか。[29]

またこのように二度の黨錮事件を經ても皇帝批判は押し止められず、批判勢力の排除を徹底することになったが、そうなると問題となるのが「儒家官僚」や太學生を除けば國家を支える官僚制度に大きな穴があいてしまうことである。そこで苦心の工夫として登場したのが鴻都門學ではなかったか。

『後漢書』靈帝紀光和三年（一八〇）六月の條には

公卿に詔して古文尚書、毛詩、左氏、穀梁春秋に能く通じるもの各の一人を擧げさせ、悉く議郎に除した。

とある。太學で正式に博士が置かれたのは、光武帝の時に一時的に左氏春秋が立てられたのを除くと、易（施・孟・梁谷・京氏）、尚書（歐陽・大夏侯・小夏侯）、詩（齊・魯・韓）、禮（大戴・小戴）、春秋（嚴・顏）の今文學十四家に限られた。とすれば、ここでは太學の科目をことさらに全て外しているのである。なぜこうした限定を加えたのかを述べる史料はないが、先に見た宣陵孝子の拔擢と關連付ければ、太學生以外からの人材登用が目的であったと考えることが可能ではないか。そしてより長期的な施策として新たな官吏登用機關を設置するにしても、太學と同一の基準で選拔を行うかぎり同様の人物が再び進出してくる可能性が高い。ここに最初は儒教教養を試されたが、後には文章や書道の能力を要求されるよ

うになったという鴻都門學の誕生の契機が存在したのではないだろうか。

もう一人、鴻都門學を批判した人物に楊賜がいる。彼は弘農郡華陰縣の人で、安帝の側近重用を批判して自殺した太尉楊震の孫、桓帝期に中常侍侯覽の專横を批判した楊秉の子にあたる。『後漢書』傳四四の本傳によれば、建寧の初めに靈帝の侍講に選ばれ、九卿、三公に昇った。一度は黨錮に連座して免ぜられたが、再び光祿大夫を拜していた。光和元年（一七八）、身邊で不吉な兆候が續發したために、[30]恐れた靈帝は蔡邕や楊賜を呼び、宦官曹節・王甫を介して質問させた。その時に楊賜は次のように述べて鴻都門學およびその出身者の重用を批判している。

鴻都門下はつまらぬ人物が集まり、文章や書藝によって寵遇されており、おたがいに薦めあい、旬月の間にそろって拔擢されました。樂松は常伯（侍中）となり、任芝は納言（尚書）となりました。郄儉、梁鵠はともにこびへつらってそれぞれ豐爵や破格の寵遇を受け、大官たちを朝廷から追い出しています。

そして「佞巧の臣を遠ざけ、鶴鳴の士を速（すみやか）に徵すべし」と求めた。[31]蔡邕も同様な態度をとった。それが宦官曹節らの怒りをかって兩者は彈劾され、楊賜は靈帝の師であった緣でかろうじて處罰を免れたが、蔡邕は朔方に流された。

注目したいのは、先に鴻都門生の進路として州郡を典したり、尚書や侍中となったことが言われ、この楊賜の批判でも「樂松は常伯となり、任芝は納言となった」とあるように、中央では尚書や侍中に登用されていることである。

後漢時代の侍中は皇帝の側にあって顧問應對を擔當し、[32]その職務は固定されず、見識を備えた人物として魯恭のような「儒家官僚」がついたり、外戚の子弟が任用されたりする官であった。たとえば和帝期に侍中と騎都尉を兼任した賈逵の場合、「內は帷幄に備わり、祕書近署を兼ねて領す」とあり、皇帝との距離の近さが強調されている（『後漢書』傳二六賈逵傳）。ところが『續漢書』百官志三・黃門侍郎の條に引く『獻帝起居注』に

帝初めて卽位し、初めて侍中、給事黃門侍郎を置き、員數は各の六人。禁中に出入し帷幄に近侍し、尚書の事を省した。[33]

とある。また『通典』職官三・侍中の條に「門下省、後漢之を侍中寺と謂う」とあり、同條の注ではそれを「嘉平六年」のこととする。また同條の注に引く『初學記』職官下は

東漢初は常員無し。靈帝時に至り、侍中舍に八區あったので論者はそこで員數は元は八人と言う。[34]

と述べている。

これについて祝總斌氏は、「嘉平六年」を「熹平六年」の誤記と見て、靈帝期に侍中が大きな變化を遂げたと理解する。特に『獻帝起居注』の「省尚書事」とは『後漢書』傳三六陳忠傳の「選擧誅賞は一に尚書に由る。尚書の任じらること三公に重し」と言われるような後漢時代の尚書の職務擴大に對應すべく、靈帝の時に侍中に尚書からの文書を「平省」させたのだとする。[35]

こうした靈帝期に尚書や侍中の改革が進められたという祝氏の理解に從えば、鴻都門學とそれらの改革は具體的人事でつながっているだけでなく、その實施時期が熹平六年（一七七）の侍中寺設置、光和元年（一七八）の鴻都門學設置、その後すぐの鴻都門學生の侍中・尚書就任とならんでいるから、一連のものと見るのが自然であろう。

しかしここで疑問に感じるのが、なぜ靈帝は侍中・尚書を信任する宦官で補わなかったのかという點である。『後漢書』紀八靈帝紀の熹平四年一〇月の條には「平準を改めて中準とし、宦官を令として內署に列させた。是より諸署は悉く閹人を丞、令とした」とあり、[36]宦官を官署の長官としている。また「西園軍」の場合も最初は外戚何進が設置の中心であったが、自らの後嗣問題から信頼する宦官蹇碩を上軍校尉や元帥に任じてその指揮を任せている。

この疑問への答えは鴻都門學が批判された內容——文章や書藝で選拔された點——に求められるのかもしれない。『漢書』卷六四下賈捐之傳に「君房（賈捐之の字）が筆を下せば、言語は天下に妙であり、君房をして尚書令とすれば五鹿充宗（同時期に重用されていた學者）に勝ること遠く甚しい」とあり、[37]『後漢書』傳三五周興傳では永寧年間に尚書陳忠が周興は文章力があるので「帝命を出納し、王の喉舌と爲る」べき尚書郎に任用すべきであると推薦し、認可されている。また

『續漢書』百官志三によれば尚書六名のそれぞれに、文書起草を擔當する侍郎六名と書寫を專門とする尚書令史三名が配屬されていたという。

このように、文章起草・書寫は文書行政を擔當する尚書の必須の基礎技能である。それと對應して、尚書の草案を審査する侍中にも相應の文書能力が要求されたものと思われる。

それに對し宦官側は『後漢書』傳五九竇武傳に

（朱瑀は）さっそく夜に、素から親しく壯健であった長樂從官史の共普、張亮ら十七人を召き、血をすすりあい共に（竇）武等を誅そうと盟った。曹節はそれを聞き、驚き起きて、「外の様子は緊迫しています。ぜひとも德陽前殿に出御してください」と靈帝に申し上げた。靈帝に高々と拔劍させ、乳母の趙嬈らにその左右を護衛させ、割符を取って諸の禁門を閉した。尚書の官屬を召し、白刃で脅して詔板を作らせた。王甫を黄門令に任命して持節にて北寺獄に行かせて尹勳、山冰を逮捕しようとしたが、冰は疑い詔を承らなかった。(38)

とあるように、宦官排除に動いた竇武との對決でその與黨の興廢を決めた緊急の場面でも、誰も自ら筆を取って詔板を作ることができなかったのである。(39)

靈帝が鴻都門學に期待したのは藝術家の養成などではなく、宦官では補いきれない文章や書寫の能力であり、それは「儒家官僚」や太學生に代わる文書行政の擔當・處理の能力を意味していたのではないだろうか。われわれは蔡邕らの批判に耳を傾ける中で、靈帝が反對勢力を排除しつつ可能な限りの人材發掘を進めていたことを見落としてはならないだろう。(40)

小　結——靈帝期改革の意味——

以上の檢討をもとに、鴻都門學設置とかかわって靈帝が進めていた改革を整理すると、皇帝たる自らを中心とし、尚書

や侍中寺にその政策スタッフとして文書行政處理能力を備えた人材を集め、實務には忠實で多様な能力を持った宦官や宣陵孝子を充てるという、皇帝專制の行政體系の構築が浮かび上がってくる。[41] さらに「西園軍」を筆頭とする積極的な軍制改革とあわせて靈帝が意圖していた最終プランの全容を推測すれば、それは「儒家官僚」や太學生による皇帝權力批判や地方の遠心化の高まりを抑えるために、皇帝直屬の權力裝置（官僚機構と軍事力）を用意するということであろう。

とすればここにおいて、後漢王朝の皇帝權力は建國以來の直屬の權力基盤の缺如という足枷から拔け出し新たな姿で立ち現われる筈だったのである。[42] 殘念ながら、現實には全てがまだ中途半端な段階で靈帝が急逝し、それにともなう混亂（「中平六年の政變」）の中に投げ込まれたために、改革の裝置は逆に後漢王朝を崩壞の方へと押しやる結果をまねいてしまった。しかしその改革の方向は明らかに、次の時代の曹操の家柄や德行にこだわらない「唯才主義」や強大な中軍の創設という姿勢に繼承されていったと考えられよう。[43]

註

（1） 拙稿「中平六年の政變の構圖――外戚何進の「西園軍」掌握の意味するもの――」（『東方學』九八輯、二〇〇〇年）。石井仁「無上將軍と西園軍――後漢靈帝の「軍制改革」（『集刊東洋學』七六、一九九六年）は西園軍を傭兵による常備軍の設置と監軍體制の整備と理解し、それは靈帝朝が推進していた「軍制改革」であり「畫期的な發想の轉換」であると評價された。窪添慶文『世界歷史體系・中國二、三國～唐』（山川出版社、一九九六年）、四頁では遠心力を強めつつある地方の軍事力に優越する中央軍の設置と理解されている。

（2） 馬良懷「論東漢後期的黨錮之禍」（『華中師院學報』一九八三年第四期）三七・三八頁。『後漢書』傳四四楊賜傳によれば、靈帝が洛陽郊外に新たに「畢圭・靈琨苑」という宮園を計畫し、楊賜は民衆への負擔から反對したが、侍中任芝・中常侍樂松に相談すると、樂松らは宮園の廣い狹いを論ずる基準はなく、負擔も大したことはないと答えたという。

（3） 趙國華「漢鴻都門學考辨」（『華中師範大學學報人文社會科學版』三九―三、二〇〇〇年）、一二四頁。

（4） 原文は「二月辛亥朔、……己未、地震。始置鴻都門學生」であるが、『續漢書』五行志四では「二月辛未、地震」とする。

（5）原文は「鴻都、門名也、於內置學。時其中諸生、皆勑州郡、三公、舉召能爲尺牘辭賦及工書鳥篆者相課試、至千人焉」。鴻都門の所在地は史書に明記されていないが、註（3）前掲趙論文は安帝期に洛陽城內の北宮にいた廢太子を擁護する官僚たちが鴻都門に押しかけたという記事をもとに、それを北宮に比定する。また『後漢書』傳四二崔駰傳に「靈帝時、開鴻都門榜賣官爵、公卿州郡下至黃綬各有差」とあり、鴻都門は賣官の場所にもなっている。「工書鳥篆」は『漢書音義』に「篆書謂小篆、蓋秦始皇使程貌所作也…蟲書謂爲蟲鳥之形、所以書旛信也」とあるが、ある特定の書體ではなく、さまざまな書體に通じているということをいうのであろう。

（6）蔡邕の人となりについては丹羽兌子「蔡邕傳おぼえがき」（『名古屋大學文學部研究紀要』五六（史學一九）、一九八〇年）を參照。

（7）原文は「初、帝好學、自造皇羲篇五十章、因引諸生能爲文賦者。本頗以經學相招、後諸爲尺牘及工書鳥篆者、皆加引召、遂至數十人。侍中祭酒樂松、賈護、多引無行趣埶之徒、並待制鴻都門下、憙陳方俗閭里小事、帝甚悅之、待以不次之位」。

（8）靈帝は儒教を忌避していたわけではない。卽位後も楊賜・劉寬に手ほどきを受け、特に劉寬は太尉となってからも折りあらば進講を求められていた（『後漢書』傳一五劉寬傳）。『後漢書』傳六九上儒林傳上には後漢末の董卓の長安遷都の混亂の中で朝廷の圖書が散逸したことを傳えるが、辟雍・東觀・蘭臺石室・宣明と並んで鴻都の名が見えるから、かなりの書籍が收集されていたこともうかがえる。

（9）原文は「初置鴻都門生、本頗以經學相招、後諸能爲尺牘詞賦及工書鳥篆者至數千人、或出典州郡、入爲尙書、侍中、封侯賜爵」。

（10）原文は「初置鴻都門生、本頗以經學相引、後試能爲尺牘辭賦及以工書鳥篆相課試。至千人、皆尺一敕州郡、三公擧用辟召、或典州郡、入爲尙書、侍中、封侯賜爵」。

（11）原文は「靈帝好書、徵天下工書於鴻都門、至數百人」。

（12）註（3）前掲趙論文、九六頁。

（13）原文は「臣聞古者取士、必使諸侯歲貢。孝武之世、郡擧孝廉、又有賢良文學之選、於是名臣輩出、文武並興。漢之得人、數路而已。夫書畫辭賦、才之小者、匡國理政、未有其能。陛下卽位之初、先涉經術、聽政餘日、觀省篇章、聊以游意、當代博奕、非以敎化取士之本。而諸生競利、作者鼎沸。其高者頗引經訓風喩之言、下則連偶俗語、有類俳優、或竊成文、虛冒名氏。臣每受詔於盛化門、差次錄第、其未及者、亦復隨輩皆見拜擢。旣加之恩、難復收改、但守奉錄、於義已弘、不可復使理人及仕州郡」。

（14）漢代の察擧科目としての「文學」では經書の正確な知識が問われた。そこで『後漢書』傳六八宦者・呂強傳には蘭臺所藏の漆書經典の改竄をたくらむ者までいたので、宦官李巡が「熹平石經」の必要を靈帝に進言したことが述べられている。漢代の選擧制度全般については勞榦「漢代察擧制度考」（『勞榦學術論文集』甲編上、藝文印書館、一九七

六年）、平井正士「漢代の學校制度考察上の二三の問題」『杏林大學醫學部教養課程研究報告』四、一九七七年、福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』（創文社、一九八八年）を參照。

（15）原文は「市賈小民、爲宣陵孝子者、復數十人、悉除爲郎中、太子舍人」。

（16）『續漢書』百官志四・太子舍人の條には「二百石。本注曰無員、更直宿衛如三署郎中」とある。桐本東太氏は「中國古代における市の位相」（『史學』三田史學會六四―三・四、一九九五年）で市の持つ非日常性や反權力性を指摘されている。市に集まる人々の多様性の中に人材を求めたのではないか。

（17）原文は「今虛僞小人、本非骨肉、既無幸私之恩、又無祿仕之實、惻隱思慕、情何緣生。而羣聚山陵、假名稱孝……虛僞雜穢、難得勝言」。

（18）原文は「靈帝好書、時多能者、而師宜官爲最。……（梁）鵠卒以書至選部尚書。……今宮殿題署多是鵠篆」。

（19）徐難于『漢靈帝與漢末社會』（齊魯書社、二〇〇二年）一〇八～一二〇頁。

（20）渡邊義浩「三國時代における「文學」の政治的宣揚――六朝貴族制形成史の視點から――」（『東洋史研究』第五四卷第三號、一九九五年）。

（21）原文は「頃之、拜尚書令。奏罷鴻都文學、曰、伏承有詔勑中尚方爲鴻都文學樂松、江覽等三十二人圖象立贊、以勸學者。臣聞傳曰、君擧必書。書而不法、後嗣何觀。案松、覽等皆出於微蔑、斗筲小人、依憑世戚、附託權豪、俛眉承睫、徼進明時。或獻賦一篇、或鳥篆盈簡、而位升郎中、形圖丹青。亦有筆不點牘、辭不辯心、假手請字、妖僞百品、莫不被蒙殊恩、蟬蛻滓濁。是以有識掩口、天下嗟歎。臣聞圖象之設、以昭勸戒、欲令人君動鑒得失。未聞豎子小人、詐作文頌、而可妄竊天官、垂象圖素者也。今太學、東觀足以宣明聖化。願罷鴻都之選、以消天下之謗。書奏不省」。

（22）後漢時代の太學については吉川忠夫「黨錮と學問――特に何休の場合――」（『東洋史研究』第三五卷第三號、一九七六年。『六朝精神史研究』同朋舍出版、一九八四年に收錄）、孫寧瑜「東漢太學生政治活動之研究」（『臺北市立女子師範專科學校學報』九、一九七七年）を參照。東觀は南宮にあり、『後漢書』紀五安帝紀の永初四年二月の條に「詔謁者劉珍及五經博士、校定東觀五經、諸子、傳記、百家藝術、整齊脫誤、是正文字」とあり、多種多數の書籍を所藏していたことが窺える。

（23）本稿で用いる「儒家官僚」とは、儒教教養を身につけて官界に進出して政治刷新を標榜し、皇帝の側近政治を批判していく官僚達のことであり、具體的には從來「清流派」や「清流士人」と稱されてきた、後漢時代後半に活躍する李固、李膺や陳蕃らを想定している。

（24）『後漢紀』卷一二ではこれを永壽元年（一五五）にかけており、また文に若干の相違があるが、その冒頭では當時の世相の危うさを夏桀や殷紂の世に比して述べるという大膽な振る舞いをしている。范曄が『後漢書』に記載しなか

ったのは、あまりにも不適切な言辭だと考えたからかもしれない。

(25) 原文は「熹平元年、竇太后崩、有何人書朱雀闕、言天下大亂、曹節、王甫幽殺太后、常侍侯覽多殺黨人、公卿皆尸祿、無有忠言者。於是詔司隷校尉劉猛逐捕、十日一會。猛以誹書言直、不肯急捕、月餘、主名不立。猛坐左轉諫議大夫、以御史中丞段熲代猛、乃四出逐捕、及太學游生、繫者千餘人。節等怨猛不已、使熲以它事奏猛、抵罪輸左校。朝臣多以爲言、乃免刑、復公車徵之」。

(26) 劉猛は『後漢書』傳五九竇武傳に、靈帝卽位の初に竇武・陳蕃らが起用した天下名士の一員として登場する。また『後漢書』傳五五張奐傳では第二次黨錮事件直後に靈帝に李膺の起用を進言したことが見え、『後漢書』傳二七桓彬傳に付した記事があり、尙書郎の桓彬を同じく尙書郎であった馮方（中常侍曹節の娘婿）が告發した時にも事件を取り上げず、曹節の怒りをかった。一方段熲は『後漢書』傳五五の本傳に「熲曲意宦官、故得保其富貴、遂黨中常侍王甫」とある。

(27) 原文は「夫黨人者、或耆年淵德、或衣冠英賢、皆股肱王室、左右大猷者也。而久被禁錮、辱在泥塗。謀反大逆尙蒙赦宥、黨人何罪獨不開恕。所以災異屢見、水旱荐臻、皆由於斯。宜加沛然、以副天心。

(28) 李軍『士權與君權　上古漢魏六朝政治權力分析』（廣西師範大學出版社、二〇〇一年）、一四九頁。

(29) 渡邉義浩「後漢時代の黨錮について」（『史峯』六、一九九一年。『後漢國家の支配と儒敎』雄山閣出版、一九九五年に收錄）は黨人の名聲が皇帝權力を超克し、皇帝權力そのものへの批判へ向かった契機を黨錮事件に求めている。確かに第一次黨錮事件の樣子を見ると『後漢書』傳五七黨錮・李膺傳に「膺免歸鄉里、居陽城山中、天下士大夫皆高尙其道、而汙穢朝廷」とあり、桓帝の意向を無視して公正を貫いた李膺を支持する全國的な輿論の形成が確認できる。ただ、李膺にはそれ以前から同樣な振る舞いがあり、『後漢書』傳五七黨錮・李膺傳によれば、司隷校尉として野王令張朔（中常侍張讓の弟）の犯罪を摘發し、洛陽獄に附して處刑したという。また張讓の哀願を受け自ら李膺と對面した桓帝が先に許可を得るべきではないかと詰問すると、『禮記』第八文王世子篇の、大辟（死刑）に赦免令が三回繰り返されても有司が拒絶したという故事を引いて屈せず、結局、桓帝は張朔が罪を犯したのだから仕方がないと引くしかなかったという。さらに延熹二年に李雲が桓帝を批判して處罰された事件もある（『後漢書』傳四七の本傳）。皇帝權力への批判や超克は徐々に、しかし確實に高まってきたようである。

　靈帝の愚行の一つとして、熹平四年に西園にて犬に進賢冠を被らせ、印綬を帶びさせて囃し立てたというものがある（『後漢書』紀八靈帝紀）。同條に引く『三禮圖』には「進賢冠、文官服之、前高七寸、後高三寸、長八寸」とあるが、『續漢書』輿服志下では「進賢冠、古緇布冠也。文儒者之服也。前高七寸、後高三寸、長八寸。公侯三梁、中

二千石以下至博士兩梁、自博士以下至小史私學弟子、皆一梁」とあり、それは官僚だけでなく儒學者全般で用いられたスタイルの冠であることがわかる。とすれば、この事件も進賢冠を被った「儒家官僚」や太學生が抵抗勢力として伸張してきたことに對する苛立ちの表明と取りうるのではないか。

(30) 『後漢書』紀八靈帝紀によれば、四月に侍中寺の雌鳥が雄に變化し、五月に德陽殿の門に白衣の人が現れ、六月に體長十五丈の龍に似た怪物（黑氣）が溫德殿の庭に落ち、七月には青虹（虹蜺）が嘉德殿の前に落ちてきたという。

(31) 原文は「又鴻都門下、招會羣小、造作賦說、以蟲篆小技見寵於時、如驩兜、共工更相薦說、旬月之閒、並各拔擢、樂松處常伯、任芝居納言。鄧儉、梁鵠俱以便辟之性、佞辯之心、各受豐爵不次之寵、而令搢紳之徒委伏畎畝、口誦堯舜之言、身蹈絕俗之行、棄捐溝壑、不見逮及。冠履倒易、陵谷代處、從小人之邪意、順無知之私欲、不念板、蕩之作、虺蜴之誡。殆哉之危、莫過於今。…斥遠佞巧之臣、速徵鶴鳴之士…」。

(32) 『續漢書』百官志・侍中の條はその職掌を「掌侍左右、贊導衆事、顧問應對…」と述べる。

(33) 原文は「帝初卽位、初置侍中、給事黃門侍郎、員各六人、出入禁中、近侍帷幄、省尙書事…」。

(34) 原文は「東漢初、無常員。至靈帝時、侍中舍有八區、論者因言員元八人」。

(35) 祝總斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』（中國社會科學出版社、一九九〇年）、二七三頁。これに對して下倉涉「後漢末における侍中・黃門侍郎の制度改革をめぐって」（『集刊東洋學』七二、一九九四年）は靈帝期に侍中に定員が定まったという根據は弱いとして、侍中の改革を「中平六年の政變」後に求める。確かに定員八名については氏の指摘に分があると思うが、鴻都門學からの任用については言及されていない。また侍中寺の成立を靈帝期に求めることと矛盾はしないだろう。

(36) 原文は「改平準爲中準、使宦官爲令、列於內署。自是諸署悉以閹人爲丞、令」。

(37) 原文は「君房下筆、言語妙天下、使君房爲尙書令、勝五鹿充宗遠甚」。

(38) 原文は「乃夜召素所親壯健者長樂從官史共普、張亮等十七人、啗血共盟誅武等。曹節聞之、驚起、白帝曰、外閒切切、請出御德陽前殿。令帝拔劒踊躍、使乳母趙嬈等擁衞左右、取棨信、閉諸禁門。召尙書官屬、脅以白刃、使作詔板。拜王甫爲黃門令、持節至北寺獄、收尹勳、山冰。冰疑、不受詔…」。

(39) もちろん全ての宦官に文書行政擔當能力が缺落していたのではないだろう。たとえばこの時に北寺獄から奪回された鄭颯は「長樂尙書」に就いていたことが『後漢書』傳五九竇武傳に見える。『續漢書』百官志四によれば皇后宮の家政を擔當する官に中宮尙書があり、その職掌は「主中文書」とある。また皇太后の暮らす長樂宮にも同等の官屬が置かれたとあるので、鄭颯は長樂宮の家政部門に關連する

文書を擔當したであろう。彼の奪回が最優先されたのは、その文書行政擔當能力が必要であったからではないか。

(40) 『後漢書』傳五四盧植傳によると、馬融の弟子である盧植が侍中・尚書に任じられ、『後漢書』傳四四楊彪傳では楊賜の子の楊彪が侍中となっている。また中平五年には荀爽、鄭玄、韓融、陳紀、申屠蟠ら十四名を博士に補そうとしたが全員が拒否したという(『後漢書』傳四三申屠蟠傳、『後漢紀』巻二五)。人材不足は深刻であったようである。

(41) 同じく熹平五年に、靈帝は八使派遣による州郡への監察を計畫していた。鴻都門學生のもう一つの進路が刺史・太守であるのは、後の中平五年の州牧設置につながる、大規模な地方行政改革も企圖していたからではないかと思われる。

(42) これを補うために地方の豪族を政權に取り込み、「豪族連合政權」とあだ名されてきたようにその支えを得て國家を運營したのであろう。ただ、「豪族連合政權」という概念の曖昧さを東晉次『後漢時代の政治と社會』(名古屋大學出版會、一九九五年)序章第一節が指摘している。

(43) 『三國志・魏書』巻一の建安一五年春の布告に「二三子其佐我明揚仄陋、唯才是舉、吾得而用之」とある。

NEW GLIMPSES OF THE EARLY CHINESE POSTAL SYSTEM

Enno GIELE

Only recently found and/or published manuscripts from the very beginning of the Chinese empire, i.e., from the end of the third to the beginning of the second century B.C., have made possible a better understanding of the early Chinese system of mail delivery through runners, in particular its legislative aspects. The paper first provides an overview about the subject as it can be dealt with on the basis of traditional sources, before it tries to fill out and enlarge this framework on the basis of the manuscripts. These are chiefly bamboo strips from a Han tomb at Zhangjiashan, a Qin tomb at Shuihudi, as well as wooden boards from a Qin well at Liye. Except for their contents, the organization and the transcription of the manuscripts are also critically dealt with and occasionally alternative suggestions are made.

THE HONGDUMENXUE IN THE POLITICAL HISTORY OF THE LATER HAN: TOWARDS A RE-EVALUATION OF THE REFORMATION IN THE PERIOD OF EMPEROR LING

UETANI Kôichi

The actual state of the Hongdumenxue 鴻都門學, the Academy at the Hongdu Gate, which was established in the final years of the Later Han (the first year of the Guanghe era, 178), remains unclear, but it is thought to have been a school for the literary arts, focusing on the composition of literature and calligraphy, and has been considered one of the follies of Emperor Ling 靈帝.

This article attempts a re-evaluation of the Hongdumenxue, using the words of the contemporary opponents of its establishment, Cai Yong 蔡邕, Yang Qiu 陽球, and Yang Ci 楊賜, make up for the lack of historical sources in an attempt to recover the historical reality of the academy.

As a result, I have made clear that the Hongdumenxue was first, one of a series of policies promoted by Emperor Ling to reform the structure of the Later

Han Dynasty, just as the establishment of the Xiyuanjun 西園軍 as a powerful central military was used to put pressure on outlying regions, and second, it was established as a institution to foster new bureaucrats to replace those Confucian bureaucrats and students of the National Academy who had been critical of the Emperor and who had withdraw from the bureaucratic realm after the Danggu incident 黨錮事件.

It can be surmised that the assembling of those who showed talent in literary composition and calligraphic technique was conducted to marshal the imperial secretaries 尚書 and palace attendants 侍中 at the core of the bureaucratic state, and was a scheme of Emperor Ling to organize a new bureaucratic body to support the emperor's autocratic rule. The project ended in midstream with the premature death of the Emperor Ling, but the emphasis on practical ability rather than Confucian learning and moral influence was undoubtedly inherited by Cao Cao 曹操 in the following Three Kingdoms period as seen by his adoption of the policy of employing individuals based solely on their talent rather than any supposed moral superiority 唯才主義.

THE EMBASSY FROM THE KORYO DYNASTY TO THE YUAN EMPIRE IN ZHIYUAN 10 (1273) AS SEEN FROM THE *BINWANGNOK*

MORIHIRA Masahiko

Embassies between the Koryo Dynasty on the Korean Peninsula and the Yuan Empire, which had political influence over Koryo, were exchanged with great frequency from the second half of the thirteenth century to the mid-fourteenth century. These embassies played a vital role in negotiating the establishment of a close political relationship between the two governments. For this reason, clarifying the actual state of the negotiations by the embassies is an important key to a concrete understanding of the relationship between Koryo and the Yuan. Although the limited number of sources is obviously a serious problem, the *Binwangnok* 賓王錄 is a good source for examining actual events. This work is an account of the experiences of Yi Seunghyu 李承休 (1224–1300), the author of an epic historical verse the *Jewangungi* 帝王韻紀, who served as secretary of the embassy of Koryo to the court of the Yuan in the tenth year of the Zhiyuan 至元 era (1273).